

公 告

支担当第88号
令和8年8月21日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 前田 邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 入札に付する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26S1E06059	ネットワーク管理装置用ソフトウェアの適 合化及びデータ移行等役務	仕様書のとおり	1式	仕様書のとおり	令和9年3月31日

- 2 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 3 入札日時 令和8年9月16日(水) 10:30
- 4 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 5 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 格付けされている令和7年度から令和9年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者(具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者)であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること(任意様式)。
(提出期限: 令和8年9月2日(水) 12:00)
ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者(物品の販売(自ら製造したものの販売に限る。))及び役務の提供等について準用する。)
イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ)に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ)に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数(特級、一級、単一級)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

- 注:1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。
- ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- オ 国立研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。)が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業(ベンチャーキャピタルの認定)」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業(ベンチャーキャピタル等の認定)」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup又はJ-Startup地域版)に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- (5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは
役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除

8 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書の作成 作成する。

10 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 ※
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項 (該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※は、別紙を確認されたい。

11 入札に関する条件 仕様書第2.2.6項a)からd)に定める本役務の実施体制並びに第5.4項a)からc)に定める
情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。
(提出期限: 令和8年9月2日(水) 12:00)
必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

12 その他付記事項

- (1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
- (2) 電子入札は、 令和8年9月15日(火) 17:00 を期限とする。
- (3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年9月11日(金) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
- (4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
- (5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。(見積書提出先)
令和8年9月2日(水) 12:00 まで(メール又はFAX可) 大和: j1yamato@ext.js.mod.go.jp
- (6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
- (7) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料: その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、
履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としな
い場合がある。
- (8) 入札説明会は実施しない。
- (9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための
特約条項」を別途適用する。

13 本記載事項への照会

入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)
TEL:03-3268-3111(内線30197) FAX:03-5269-3282 服部 j1hattori@ext.js.mod.go.jp

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と1回目・2回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについては、1回目・2回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

4 入札の回数

入札は、原則2回まで行い、2回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告8項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして扱う。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

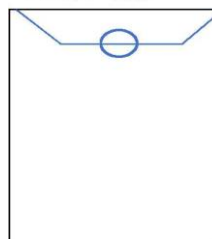
公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1回目

公告第○号
件名「△△」

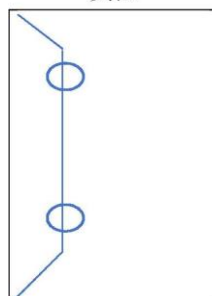
「入札書在中」

2回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室契約担当者 宛

「入札書在中」

又は

公告第○号
件名「△△」

「入札書在中」 1回目

入札書・見積書

令和8年9月16日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 前田 邦彦 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号： 26S1E06059

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥			履 行 期 限		令和9年3月31日	
			履 行 場 所		仕様書のとおり	
品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
ネットワーク管理装置用 ソフトウェアの適合化及 びデータ移行等役務	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合 計						

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入札書・見積書

令和8年9月16日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長 前田 邦彦 殿

年月日を記入

住所・会社名・代表者名・
連絡者を記入(ゴム印等可)

住所

会社名

代表者名

担当者名

担当者

先 絡 連

調達要求番号： 26S1E06059

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥				履 行 期 限		令和9年3月31日		
				履 行 場 所		仕様書のとおり		
件	名	規	格	単位	数量	単価	金 額	備 考
ネットワーク管理装置用ソフトウェアの適合化及びデータ移行等役務		仕様書のとおり		式	1			
合		計						

各欄に入札金額
(税抜)を記入

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

調達要求番号：26S1E06059

統合幕僚監部仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	J S O - 2 6 - 6 0 3 1
ネットワーク管理装置用ソフトウェアの 適合化及びデータ移行等役務	作成年月日	令和8年7月30日
	改正年月日	—
	作成部課等	統合幕僚監部 首席指揮通信システム官

1 総則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、防衛省として整備するネットワーク管理装置用ソフトウェアの適合化及びデータ移行等役務（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、**J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2, G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1**によるほか、IETFにおける標準勧告文書及びITU-Tにおける国際勧告によるほか、付表のとおりとする。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項が、この仕様書と異なる場合は、この仕様書に定める事項が優先する。ただし、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

1.3.1 引用文書**a) 規格**

J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2 情報処理用語

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

J S O - 1 1 - 6 0 6 7 A ネットワーク管理装置用ソフトウェア

J S O - 1 9 - 6 0 1 0 F ネットワーク管理装置用ソフトウェア
(令和7年度データベース整備)

J S O - 2 2 - 6 0 0 4 A ネットワーク管理装置の借上(04換装)

J S O - 2 4 - 6 0 2 6 次期ネットワーク管理装置のシステム設計

J S O - 2 6 - 6 0 1 3 ネットワーク管理装置の借上(08換装)

c) 法令等

防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)(防運情第9248号。19.9.20)
情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)
(防装庁(事)第3号。31.1.9)

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)(装プ武第188号。31.1.9)

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)(防管調第807号。令和3年1月21日)

装備品及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)

リスク管理枠組み(RMF)におけるセキュリティ管理策について(通知)(防整サ第14550号。令和5年7月3日)

d) 設計書等

ネットワーク管理装置用ソフトウェア システム設計書

ネットワーク管理装置用ソフトウェア プログラム基本設計書

ネットワーク管理装置用ソフトウェア(令和7年度改修)

1.3.2 関連文書

a) 仕様書

DSP Z 9008	品質管理等共通仕様書
GLT-CG-C000001	陸上自衛隊電子機器共通仕様書
GS-C495747	連接装置()
GS-C902629	監視処理装置GDP-DN701-1
GS-C904603	監視処理装置GDP-DN750
JSO-07-00041	衛星通信固定局装置GFSC-DN用付加器材
JSO-08-00059	地上マイクロ伝送システム
JSO-09-00126	衛星可搬局装置I型
JSO-09-00127	衛星可搬局装置対向用付加機材
JSO-12-6013	衛星通信固定局装置GFSC-DN10-J
JSO-13-6036	衛星通信固定局装置GFSC-DN11-J
JSO-14-6039	自動即時電話網(VoIP)IP中継交換装置等の整備 (その1)
JSO-15-6016	自動即時電話網(VoIP)IP中継交換装置等の整備
JSO-16-6011	専用交換装置等の借上
JSO-19-6028	中央指揮システム専用通信のシステム設計及び基本設計
JSO-20-6028	中央指揮システム専用通信の製造(その1)
JSO-21-6012	中央指揮システム専用通信の現地調査及び環境設計
JSO-21-6001D	防衛情報通信基盤(オープン系)通信電子機器借上 (03換装)(07延長)
JSO-22-6018C	防衛情報通信基盤(オープン系)通信電子機器借上 (04換装)(07延長)
JSO-22-6023	ネットワーク管理装置用ソフトウェアの適合化及びデータ 移行等役務
JSO-23-6016B	防衛情報通信基盤(オープン系)通信電子機器借上 (その3)(07延長)
JSO-23-6005A	防衛情報通信基盤(クローズ系)通信電子機器借上 (06換装)(07延長)
JSO-23-6029	防衛情報通信基盤(クローズ系)通信電子機器借上 (06換装)(その2)(07増設)

J S O - 2 4 - 6 0 1 3

防衛情報通信基盤（D I I）の設計（令和 6 年度）
（全体詳細設計）

N D S C 0 0 0 2

地上用電子機器通則

b) 法令等

著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）

取扱い上の注意に要する文書等及び注意電算機情報の取扱いについて（通達）

（防調第 4 6 0 8 号。1 9 . 4 . 2 7）

多重回線通信網図及び多重回線割当表等について（統幕指運第 7 3 号。令和 4 年 5 月 2 0 日）

I T 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ

（平成 3 0 年 1 2 月 1 0 日関係省庁申合せ）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 1 6 0 号）

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）[防運情第 9 2 4 8 号（1 9 . 9 . 2 0）]

中央指揮所への立入手続に関する達[自衛隊統合達第 2 9 号（2 0 . 3 . 2 5）]

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2 0 2 1 年（令和 3 年）9 月 1 0 日最終改定

デジタル社会推進会議幹事会決定）（以下、「標準ガイドライン」という。）

c) その他

防衛情報通信基盤（D I I）の設計（平成 2 4 年度）（その 2）ネットワーク管理装置要件書

防衛情報通信基盤（D I I）の設計（平成 2 9 年度）（全体詳細設計等）共通部詳細設計書「注意」

2 役務に対する要求

2.1 一般的要求事項

- a) 本役務は、**J S O - 2 2 - 6 0 0 4 A**の令和 8 年度に予定される換装に伴い、**J S O - 1 1 - 6 0 6 7 A**が**J S O - 2 6 - 6 0 1 3**の器材において、**J S O - 1 1 - 6 0 6 7 A**の機能及び性能を損なうことなく、正常に監視統制業務が実施できるようにソフトウェアの適合化を図るとともに、**J S O - 1 9 - 6 0 1 0 F**において整備されたデータベースを最新の状態に更新し、**J S O - 2 6 - 6 0 1 3**の器材に移行するものである。
- b) 本システムの構成品は、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）及び I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下、「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他、官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2.2 本役務の実施事項

2.2.1 ソフトウェアの適合化及びデータ移行

2.2.1.1 データ移行等実施計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに**データ移行等実施計画書**を作成し、調達要求元の確認を得るものとする。**データ移行等実施計画書**にはソフトウェア適合化改修関連作業及びデータ移行関連作業における方針、スケジュール、作業内容と実施体制及び要員計画を含むものとする。また、**データ移行等実施計画書**に変更が必要な場合は、本役務全体に対する影響を調査し調達要求元の確認を得るものとする。

2.2.1.2 ソフトウェア適合化改修関連作業

契約相手方は、**J S O - 2 6 - 6 0 1 3**の器材において**J S O - 1 1 - 6 0 6 7 A**の中央処理部用プログラム及び端末部用プログラムが動作するように適合化を実施する。

a) プログラム適合化

契約相手方は**J S O - 1 1 - 6 0 6 7 A**の機能及び性能を損なうことなく、正常に監視統制業務が実施できるように、ソフトウェアの適合化改修を行い、**J S O - 2 6 - 6 0 1 3**の中央処理部及び端末部に組み込むものとする。

また、**J S O - 2 4 - 6 0 2 6**の設計結果に基づき、データ整備作業の効率化を行うものとする。

b) データの最新情報の反映

契約相手方は、**J S O - 1 9 - 6 0 1 0 F**の成果に対し、データの最新化を図るものとする。

細部は、官側調整による。

c) 操作説明

契約相手方は、データベースの操作説明等を、**表 1**を基準として次のとおり実施するものとする。

表 1 実施先部隊（データベース操作説明等）

区分	基地等	実施先部隊	人数	実施時間
陸上自衛隊	市ヶ谷	陸上自衛隊 システム通信団 中央基地システム通信隊	2名	4時間×1日
	相馬原	陸上自衛隊 東部方面システム通信群 第105基地システム通信大隊	2名	4時間×1日
	久里浜	システム通信・サイバー学校	2名	4時間×1日

2.2.1.3 データ移行関連作業

a) データ更新作業

契約相手方は、次に示す**J S O - 1 1 - 6 0 6 7 A**の機能がデータ移行後の状況と一致するようにデータベースを最新の状態に更新するものとする。

1) 運用状況監視統制機能

2) 統計管理機能

3) 業務支援機能

b) データベース移行作業

契約相手方は、**a)**により更新されたデータベースを**J S O - 2 6 - 6 0 1 3**の器材に移行し、官側において監視統制業務ができるようにする。

c) データのバックアップ作業

契約相手方は、**c)**終了後、**b)**において移行したデータのバックアップ作業を実施するとともに**バックアップデータベース**を作成するものとする。

2.2.1.4 教育器材の更新

契約相手方は、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校に設置している教育器材について、2.2.1.2において改修したソフトウェアを組み込み、2.2.1.3 b)において移行された自動即時電話網（V o I P）と搬送網について監視及び制御が模擬的に実施できるようにデータを更新する。

2.2.1.5 データベース確認試験

契約相手方は、データベース確認試験実施要領書を作成し、調達要求元の確認を得た後、2.2.1.3 b)において移行されたデータベース及び2.2.1.2において改修したソフトウェア及び2.2.1.4において更新されたデータの整合性を確認するデータベース確認試験を実施するものとする。

2.2.1.6 実施先部隊

データベース移行関連作業等の実施先部隊は、表2のとおりとする。

表2 実施先部隊

番号	作業等名	実施先部隊
1	ソフトウェア適合理化改修作業	a) 陸上自衛隊 システム通信団 中央基地システム通信隊 b) 陸上自衛隊 東部方面システム通信群 第105基地システム通信大隊 c) 陸上自衛隊 システム通信・サイバー学校
2	データベース移行作業	
3	データベース確認試験	
4	データのバックアップ作業	
5	教育器材の更新	陸上自衛隊 システム通信・サイバー学校

2.2.1.7 データ移行等実施結果報告書の作成

契約相手方は、2.2.1.3 c)において作成したバックアップデータベースを添付したデータ移行等実施結果報告書を作成し、調達要求元の確認を受けるものとする。

2.2.2 データ整備

2.2.2.1 データベース整備関連作業等

a) データベース更新作業

契約相手方は、次に示すデータベースの更新作業をデータ移行に合わせて実施するものとする。

1) 自動即時電話網（V o I P）の更新

自動即時電話網（V o I P）管理画面の表示内容が、データ整備後の自動即時電話網（V o I P）の状況と一致するように局データを更新する。

2) 搬送網の更新

搬送網管理画面の表示内容が、データ整備後の搬送網の状況と一致するように局データを更新する。

3) 衛星網の更新

衛星網管理画面の表示内容が、データ整備後の衛星網の状況と一致するように局データを更新する。

4) C C S専用通信網の更新

C C S専用通信網管理画面の表示内容が、データ整備後のC C S専用通信網の状況と一致するように局データを更新する。

5) D I Iデータ網の更新

D I Iデータ網管理画面の表示内容が、データ整備後のD I Iデータ網の状況と一致するように局データを更新する。

6) 統計管理機能の更新

統計管理画面の表示内容が、データ整備後の搬送網及び衛星網の状況と一致するように、デジタル無線情報、局内結線情報及びフレーム構成情報のデータを更新する。

b) データベース確認試験

契約相手方は、**データベース確認試験実施要領書**を作成し、調達要求元の確認を得た後、a)において更新されたデータの整合性を確認するデータベース確認試験を実施するものとする。

c) データベースのバックアップ作業

契約相手方は、b)終了後、a)において更新したデータのバックアップ作業を実施するとともに、**バックアップデータベース**を作成するものとする。

d) 実施場所

a)～c)の実施場所は、**表3**のとおりとする。

表3 実施場所

番号	作業等名	実施場所
1	データベース更新作業	a) 陸上自衛隊システム通信団中央基地システム通信隊 b) 陸上自衛隊第317基地通信中隊
2	データベース確認試験	
3	データベースのバックアップ作業	

2.2.2.2 データベース確認試験実施報告書の作成

契約相手方は、2.2.2.1 c)において作成した**バックアップデータベース**を添付した**データベース確認試験実施報告書**を作成し調達要求元の確認を受けるものとする。

2.2.3 プログラム改修

2.2.3.1 実施条件

令和4年度「NMS関連事業に係る調査研究」の成果に基づき、令和8年度に**JSO-11-6067A**の衛星網管理機能及び専用通信網管理機能について、DII-NMSへの部分集約を実施する。

本役務では、**JSO-24-6026**の成果がDII-NMSの環境において**JSO-11-6067A**と同様に監視統制機能を発揮し、正常に動作するようプログラムの改修を行うものとする。

また、関連システム間の整合性を確保し円滑に機能移行できるよう支援を行うものとする。

2.2.3.2 プログラム改修

契約相手方は**JSO-24-6026**の設計結果に基づき、**JSO-11-6067A**における衛星網管理機能と専用通信網管理機能がDII-NMSにおいて**JSO-11-6067A**と同様の監視統制業務が実施できるようプログラムの改修を行うこと。

2.2.3.3 移行支援

契約相手方は移行先において構築されたハードウェア環境に対し、プログラムの移行に関する技術支援を行うこと。また、移行作業および移行後の動作確認において、プログラムが正常に動作することを確認するための技術支援を行うこと。なお、移行支援の範囲内において発生した問題については適宜関係会社と連携し、原因の切り分けおよび助言を行うこと。

2.2.3.4 移行手順書の作成

契約相手方は、移行先環境におけるプログラム作業移行を円滑に実施するため、**移行手順書**を作成すること。**移行手順書**には、移行作業の前提条件、作業手順および移行後の確認項目を記載すること。

2.2.3.5 プログラム動作確認試験

契約相手方は、移行後のプログラム動作確認試験において技術的な支援を行い、プログラム動作確

認において発生した問題については、原因の切り分けおよび助言を行うこと。また、プログラムに修正が必要になった場合は関係各社と連携しプログラムの改修を行うこと。

2.2.3.6 確認試験実施要領書の作成

プログラムの確認試験を円滑に実施するため、**確認試験実施要領書**を作成すること。**確認試験実施要領書**には試験の目的、試験項目、試験手順および確認観点を記載すること。

2.2.4 関係機関との調整

契約相手方は、作業等の実施にあたり、統合幕僚監部首席指揮通信システム官及び**2.2.1.6**に示された実施先部隊と事前に調整を実施するものとする。

2.2.5 品質管理

- a) 本システムは、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他、官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。
- b) 本製造請負等の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、官給品等について **a)** の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他、官の意図せざる変更を行わないものとする。

2.2.6 本契約の実施体制

契約相手方は、本契約の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に要求元と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記 **a)** の業務従事者が本契約を履行するために必要な経験、資格、業績等を有すること。
- c) 上記 **a)** の業務従事者が前記 **b)** に掲げるもののほか 履行に必要な若しくは有用な 又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 **c)** の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.2.7 その他

契約相手方は、運用への影響を少なくする対策を講じるものとし、本役務実施中、役務従事者の故意又は過失により生じた機器、教育器材用データ及びデータベース等の故障、損害については、契約相手方の責任において復旧させるものとする。

3 品質保証

3.1 試験

契約相手方は、納入に先立ち、意図しない異常動作を回避するために、表 6 の 5 の確認試験実施要領書に次の試験項目を含めて実施するものとする。

- a) 本ソフトウェアの動作環境として設定されたパラメータの確認
- b) 本ソフトウェアの製造及び環境設定中に利用したアカウント削除の確認
- c) 本ソフトウェアのウイルスチェック
- d) 不要なプログラム削除の確認
- e) 本ソフトウェア及び製造に使用したプログラムのバージョン管理の確認
- f) 2.2 を満足していることの確認

3.2 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官（以下「支担当」という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、商習慣による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2による。

5 その他の指示

5.1 貸付品

契約相手方は、表 4 に示す品目のほか、官側が必要と認めるものについて、官側と調整の上、無償で貸付を受けることができる。

表 4 貸付品

番号	品 名	数量	貸付時期及び貸付場所
1	ネットワーク管理装置用ソフトウェア システム設計書	1 部	a) 時期：契約相手方の申請から 納期までを基準とする。 b) 場所：官側の指示による。
2	ネットワーク管理装置用ソフトウェア プログラム基本設計書	1 部	
3	ネットワーク管理装置用ソフトウェア (令和 7 年度改修)	—	
3.1	中央処理部用プログラム	1 式	
3.2	端末部用プログラム	1 式	
3.3	中央処理部用プログラムドキュメント	1 式	
3.4	端末部用プログラムドキュメント	1 式	
4	変換GW用ソフトウェア	—	
4.1	変換GW用プログラム	1 式	
4.2	変換GW対応アプリ	1 式	

5.2 納入品

契約相手方は、表 5 に示す納入品を官側に提出し、確認を得るものとする。

表 5 納入品

番号	品 名	数量	提出先	提出時期	媒 体
1	ネットワーク管理装置用ソフトウェア (令和 8 年度改修)	—	統合幕僚監部 首席指揮通信 システム官	納期までに	電子データ
1. 1	中央処理部用プログラム	1 式			
1. 2	端末部用プログラム	1 式			
1. 3	中央処理部用プログラムドキュメント	1 式			
1. 4	端末部用プログラムドキュメント	1 式			
2	中央処理部用取扱説明書	1 部			
3	端末部用取扱説明書	1 部			
4	変換 G W 用ソフトウェア	—			
4. 1	変換 G W 用プログラム	1 式			
4. 2	変換 G W 対応アプリ	1 式			

5.3 提出書類等

契約相手方は、表 6 に示す提出書類等を官側に提出し、確認を得るものとする。

表 6 提出書類等

番号	品 名	数量	提出先	提出時期	媒 体
1	データ移行等実施計画書	1 部	統合幕僚監部 首席指揮通信 システム官	契約後, 速やかに	電子データ
2	移行手順書	1 部		作業開始前 までに	
3	データベース確認試験実施要領書	1 部		試験実施までに	
4	確認試験実施要領書	1 部		納期までに	
5	確認試験結果報告書	1 部			
6	データベース操作説明等資料	1 部			
7	データ移行等実施結果報告書	1 部			
8	データベース確認試験実施報告書	1 部			
9	バックアップデータベース	1 部			

5.4 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）**（以下“情報セキュリティ通達”という。）第 2 項第 1 号に規定する情報をいう。その他の非公知の情報（以下、「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**別添“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び同特約条項別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 5 項第 4 号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する

履行体制

- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

5.5 サプライチェーン・リスク対応

契約相手方は、本役務において不正プログラムの埋込み、情報の搾取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策については、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31.1.9）**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）**による。

5.6 情報セキュリティポリシー

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）及びリスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。令和5年7月3日）を適用するとともに、入札書又は見積書の提出時において最新の訓令等を適用する。契約履行期間において訓令等が変更された場合には、官側と協議の上、可能な限り適用する。

5.7 立入制限区域への立入

契約相手方は、立入制限区域へ立ち入る必要が生じた場合は、官側に申請の上、許可を得なければならない。

5.8 官側の支援

契約相手方は、本役務の履行にあたり、次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験など契約相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

5.9 仕様書に関する疑義

本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかにその旨を契約担当官等と協議するものとする。

付表 用語の定義

用 語	用 語 の 定 義
自動即時電話網（V o I P）	V o I P技術を用いて構築される、各基地間で音声通信を行う電話網をいう。
搬送網	防衛マイクロ回線及び地上マイクロ伝送システムで整備される回線をいう。
衛星網	衛星回線を利用したネットワークをいう。
C C S 専用通信網	統合運用に必要な通信を実施するための秘匿通信網をいう。
D I I データ網	防衛省及び自衛隊のコンピュータ・システム等が加入し、体系的に構築される高速・大容量の共通の網をいう。
自動即時電話網（V o I P）管理画面	ネットワーク管理装置用ソフトウェアの画面のうち、自動即時電話網（V o I P）の監視統制業務に使用する画面をいう。
搬送網管理画面	ネットワーク管理装置用ソフトウェアの画面のうち、搬送網の監視統制業務に使用する画面をいう。
衛星網管理画面	ネットワーク管理装置用ソフトウェアの画面のうち、衛星網の監視統制業務に使用する画面をいう。
C C S 専用通信網管理画面	ネットワーク管理装置用ソフトウェアの画面のうち、C C S 専用通信網の監視統制業務に使用する画面をいう。
D I I データ網管理画面	ネットワーク管理装置用ソフトウェアの画面のうち、D I I データ網の監視統制業務に使用する画面をいう。
統計管理画面	ネットワーク管理装置用ソフトウェアの画面のうち、監視統制業務に使用するデータベースの参照、編集を実施する画面をいう。
局データ	監視統制業務に必要となる局の情報（機材構成及びネットワーク構成）をいう。
S M T 情報	同期多重信号の分岐、挿入及び入替えを示す情報をいう。
デジタル無線情報	局間の回線に含まれている信号の通信元及び通信先を示す情報をいう。
局内結線情報	局内の機材の接続関係（接続元及び接続先）を示す情報をいう。
フレーム構成情報	回線内の信号の構成（信号を送信する順序）を示す情報をいう。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—	
	調 達 要 求 番 号	26S1E06059	
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年7月30日	
	作 成 部 課	統合幕僚監部首席指揮通信システム官	
	作 成 年 月 日	令和8年7月30日	
品 名	ネットワーク管理装置用ソフトウェアの適合化及びデータ移行等役務		
仕 様 書 番 号	JSO－26－6031		
1 保護すべき情報の管理			
契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。			
2 保護すべき情報として指定された情報			
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
通信組織の全体が明らかになる情報	・自動即時電話網(VoIP)表示画面の内容 ・搬送網表示画面の内容 ・衛星網表示画面の内容 ・CCS専用通信網表示画面の内容 ・DIIデータ網表示画面の内容	左記に示す事項のうち、組み合わせることによって、通信組織の全体が明らかになる場合、保護すべき情報として扱う。	注意
3 特記事項			
特になし。			